

令和 5 年 4 月 27 日 開催

令 和 5 年

第 4 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

## 令和5年第4回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月27日（木）開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大槻寅男	4番	川村稔
1番	西浦克彦	6番	佐藤勉
2番	立藏義春	7番	近江政夫
3番	八戸千修	8番	山田美代子
		9番	菅原秀樹

以上9名

4 事務局出席者

局次長	榎本剛	主任主事	笠原未帆
農地課長	石岡正直	主事	佐々木将汰
主査	中村俊大		

以上5名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
- 報告第2号 会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）
- 報告第3号 会長の専決処分の報告について（函館市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程の制定について）
- 報告第4号 令和5年度予算（農業委員会関係分）について
- 報告第5号 令和5年度函館市農作業労働者標準賃金について

14:00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和5年第4回農業委員会総会を開会いたします。  
まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。  
委員ならびに事務局職員はご起立願います。  
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。  
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案5件、報告5件、計10件となっております。  
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。  
それでは、本日の日程に進みます。  
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員には、8番山田委員、9番菅原委員の両名を指名いたします。  
よろしくお願いいたします。  
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。  
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の2ページをお開き願います。  
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。  
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。  
3ページをお開き願います。  
番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、192平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。  
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。  
記載の3名の農業委員にて4月20日に現地調査を行っております。  
なお、このページの下段が箇所図となってございます。  
続きまして、4ページをお開き願います。  
番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は2筆合計、2千330平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。  
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて4月20日に現地調査を行っております。  
なお、このページの下段が箇所図となってございます。  
以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。  
次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。  
それでは、調査委員を代表して、1番西浦委員から、ご報告願います。

1番（西浦委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」、番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、立藏委員、山田委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、通路となっており、形状も細長い雑種地状態でありました。

番号2について、申請地の隣接地は、すでに住宅地となっており、申請地の一部は、昭和53年に農地転用許可を受け、資材置き場として利用されているほか、農機具倉庫が建てられている状況がありました。

のことから、番号1および番号2について農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号番号1および番号2についての調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。  
ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。  
それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。  
お諮りいたします。  
各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の5ページをご覧願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件については、農地法第18条第6項の規定により、2件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、5筆合計1万225平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、令和2年5月29日付け農用地利用集積計画で、解約申入れ日、合意解約日および土地の引渡日は令和5年3月16日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万1,918平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容については、平成28年1月29日付け農地法第3条許可で、解約申入れ日および合意解約日は令和5年3月1日、土地の引渡日は令和5年3月31日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して1番西浦委員からご報告願います。

1番（西浦委員）

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」、番号1および番号2に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

議長（大槻会長）

菅原委員どうぞ。

9番（菅原委員）

はい。

番号1についてなんですが、借主の理由の所に新規就農と書いてるんですが、借主の年齢いくつなのか教えてほしいのですが。

事務局（榎本次長）

57歳です。

9番（菅原委員）

もし人違いかもしれません、亀田農協の職員で同じ名前の方がいるんですけどその方ですか。違いますか。

事務局（榎本次長）

そうです。

亀田農協の職員です。

9番（菅原委員）

農協の仕事をしながら田んぼをやるってことですか。

事務局（榎本次長）

そうです。

稻作を会社の仕事をしながら農業を行う申請内容となっております。

9番（菅原委員）

貸主、借主はもしかして、親子ですか。

事務局（榎本次長）

いえ、違います。

9番（菅原委員）

わかりました。

ありがとうございます。

議長（大槻会長）

他にございませんか。

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立していると認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第4議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の8ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、1件の賃貸借による権利設定および1

件の所有権移転の許可申請があつたので、審議を求めるものでございます。

9ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計9千928平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が新規就農となっております。

なお、10ページが箇所図、11ページが調査書となってございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万1,865平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、13ページが箇所図、14ページが調査書となってございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計1万9,811平方メートル、権利の種類は所有権で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

申請理由は、譲渡人が相手方要望、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、16ページが箇所図、17ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番西浦委員から、ご報告願います。

1番（西浦委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号1から番号3に係る現地調査結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について農地の賃借権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

番号2および番号3について農地の所有権移転に対する判断基準の要件について申請書に基づき、譲受人の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、

判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号番号1から番号3についての調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第5議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の18ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった貸借権1件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

19ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、4筆合計2万1,428平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。

権利の種類は貸借権、利用目的は田、利用権の始期は、令和5年5月1日、終期は、令和8年4月30日、賃料は、記載のとおりで、申請理由は、利用権の再設定となっております。

なお、このページの下段が箇所図、20ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番西浦委員から、ご報告願います。

1番（西浦委員）

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について農地の賃借権の設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、資料を確認し、借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第4号番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第6議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

## 事務局（榎本次長）

議案書の 21 ページをご覧願います。

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第 5 条の規定により、農地転用許可申請書の提出が 1 件あったことから、審議を求めるものでございます。

22 ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は 5 筆合計 8 千 427 平方メートル、農地区分は第 2 種農地でございます。

権利の内容は所有権、計画内容は、店舗・自動車修理工場等の建設および屋外展示場等の造成となっており、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者は不動産業等を行っており、取引先のカーディーラーが事業拡大に伴う自動車販売店舗および修理工場の建設、屋外展示場等の造成を計画しているのですが、敷地面積等を検討した結果、当該申請地以外の土地を確保できなかったことから、当該申請地を転用するものでございます。

なお、23 ページが箇所図、24 ページが調査書となってございます。

以上でございます。

## 議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1 番西浦委員から、ご報告願います。

## 1 番（西浦委員）

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、番号 1 にかかる予備審査の結果ですがこの案件について、調査委員 3 人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について事務局から説明を受けました。

申請内容は、自動車販売店舗および修理工場等の建設、屋外展示場等の造成によるものですが、令和 4 年 3 月 10 日付けで転用許可を受けた隣接地と一体となった事業が行われるものであります。

当該農地区分は、北側を宅地、東および南側が河川、西側を国道に囲まれた 2 ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について調査委員 3 人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第 5 号番号 1 についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採択いたします。

お諮りいたします。

本件については、「許可相当と認める」との意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第7報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の25ページをご覧願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、函館市農業委員会規程第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

26ページをお開き願います。

このページの番号1から27ページの番号2まで市街化区域1件、市街化調整区域1件、計2件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第8報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の28ページをご覧願います。

報告第2号「会長の専決処分の報告について（事務局職員の任免について）」を、ご説明申し上げます。

29ページをお開き願います。

令和5年度の事務局体制についてでございますが、開会前に、新たに事務局職員となつた者を紹介させていただきましたので割愛させていただきます。

30ページをお開き願います。

次に、人事異動等職員についてご報告いたします。

農地課長でありました加藤については、教育委員会生涯学習部スポーツ振興課長に異動しております。

次に、農地課主査でありました河合については、南茅部支所地域振興課主査に異動しております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第9報告第3号「会長の専決処分の報告について（函館市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程の制定について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の31ページをご覧願います。

報告第3号「会長の専決処分の報告について（函館市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規程の制定について）」をご説明申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、規定の制定および一部改正が必要となったことから、函館市農業委員会規程第23条第1項第10号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

32ページをお開き願います。

こちらが、規定となってございます。

33ページをお開き願います。

こちらが、新旧対照表となってございます。

左の欄が現行、右の欄が改正案となっており、下線の部分が変更箇所となっております。

変更内容につきましては、函館市農業委員会規程第23条第1項第10号中「函館市農業委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規定」を、「函館市農業委員会の所管に係る個人情報の保護に関する規定」に変更するものであります。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第10報告第4号「令和5年度予算農業委員会関係分について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の34ページをご覧願います。

報告第4号「令和5年度予算農業委員会関係分について」をご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。

表のつくりでございますが、一番左側が、科目、右側へ順に、令和5年度当初予算額、令和4年度当初予算額、比較、最後に備考となっております。

それでは、科目順にご説明申し上げます。

一番上が、一般会計となってございます。

こちらが函館市の一般会計の全体予算でございまして、1,391億円となっており、

昨年の1,374億3千万円から16億7千万円の増、前年度比101.2%となってございます。

次に、2段目、農林水産費となってございます。

こちらが農林水産関係の予算でございまして、13億5,443万6千円となっており、昨年の11億1,035万6千円から2億4,408万円の増、前年度比122.0%となってございます。

次に、3段目、農林費となってございます。

こちらが農林関係の予算でございまして、3億6,136万1千円となっており、昨年の3億113万2千円から6,022万9千円の増、前年度比120.0%となってございます。

続いて、4段目以降が農業委員会費となってございます。

農業委員会費、全体では、1,082万3千円で、昨年の1,079万2千円から3万1千円の増、前年度比100.3%となってございます。

これ以降、内訳となりますが、まず、委員報酬が845万1千円で、昨年の837万6千円から7万5千円の増となっております。

こちらの増額は、改選に係る農業委員候補者選考委員の報酬分でございます。

次に、農業委員会活動費が、22万1千円で昨年度と同額となっております。

この内訳につきましては、北海道農業会議への負担金が、16万5千円、渡島地方農業委員会連合会への負担金が、5万7千円となってございます。

最後に、その他所要経費が192万9千円で、昨年の197万3千円から4万4千円の減となっております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

9番（菅原委員）

今年も農業委員の視察研修はないのですか。

コロナで3年間なかったんですが、少し落ち着いたようですが、やっぱり今年もやらないんでしょうか。

議長（大槻会長）

予算を検討する時期、10月、11月はまだコロナ感染症が拡大していたことから、見合わせをしたが、来年度は事務局との調整が必要かなと思います。

9番（菅原委員）

そういう事情であればわかりました。

議長（大槻会長）

大変申し訳ないのですが、そういう事情ですから、まだコロナの関係もあるので、  
ご勘弁してください。

他にご質問はございませんか。

9番（菅原委員）

わかりました。

議長（大槻会長）

それでは、本件について終わります。

次に、日程第11報告第5号「令和5年度函館市農作業労働者標準賃金について」  
を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の36ページをご覧願います。

報告第5号「令和5年度函館市農作業労働者標準賃金」についてご説明申し上げます。

本件については、去る4月20日に開催されました、函館市、北斗市、七飯町の2市1町で構成する渡島平野地区農家労働力対策協議会において、本年度の標準賃金について協議・決定されたことから報告するものでございます。

37ページをお開き願います。

令和5年度函館市農作業労働者標準賃金の一覧表でございまして、稲作・畑作とともに、就労時間である午前8時から午後5時までの間で休憩時間は昼60分をとり、休息時間については、就労時間に含まれますが、午前・午後それぞれ30分以内という事であります。

標準賃金の時給は、920円となっており、日額に換算いたしますと、食事なしで7,360円となってございます。

なお、この920円につきましては、昨年北海道において最低賃金の改定があり、この最低賃金と同額であります。

各農家さんには、これを標準に、経験や技能を考慮して賃金設定してもらえばと考えております。

38ページをお開き願います。

こちらは、2市1町の標準賃金の内容をまとめた一覧表となっておりまして、北斗市、七飯町とともに、本市と同額となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話がございます。

まず、1点目ですが、私の会議報告でございます。

4月19日に本市で行われました「渡島地方農業委員会連合会通常総会」に、また、4月20日には、北斗市で行われました「渡島平野地区農家労働力対策協議会」に出席しております。

続いて、2点目ですが、次回の総会は、令和5年5月24日水曜日午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、5月8日月曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、

5月17日水曜日午後1時からとなります。

それでは、5月の現地調査委員を指名いたします。

4番川村委員、6番佐藤委員、7番近江委員、以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

私からは、以上ですが、他に、各委員から、何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

15:00 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 山田美代子

署名委員 菅原秀樹